

基発 0712 第 4 号
平成 30 年 7 月 12 日

岐阜労働局長 殿
京都労働局長 殿
兵庫労働局長 殿
鳥取労働局長 殿
岡山労働局長 殿
広島労働局長 殿
愛媛労働局長 殿
高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

平成 30 年台風 7 号及び前線等に伴う大雨（以下「平成 30 年 7 月豪雨」という。）は、多くの被害をもたらし、産業活動に対する影響も大きいところである。

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされる場所も出てきており、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保への影響が懸念される場所である。

このような状況にかんがみ、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた事業場に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）に基づく未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）の運営については下記によることとしたので、了知するとともに、労働者等の置かれている状況に十分配慮し、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨のため、事業場において事業活動の停止のやむなきに至り、賃金の支払のための資金が確保されず、このため、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する立替払事業について、その実情を踏ま

えつつ迅速に実施し、早急な救済を図ることとしたものである。

なお、このことによって、立替払事業の基本的な仕組みや要件が変更されるものではなく、また、労働者、事業主及び独立行政法人労働者健康安全機構の権利関係に変更をもたらすものではないこと。

2 対象となる範囲

(1) 対象事業主

平成 30 年 7 月豪雨に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に基づき、その適用の対象とされた地域（以下「被災地域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であって、平成 30 年 7 月豪雨による建物の倒壊等の直接的な被害（以下「平成 30 年 7 月豪雨災害」という。）により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないもの。

(2) 対象労働者

上記(1)の事業主の被災地域に所在する事業場（以下「対象事業場」という。）において使用されていた労働者であって、平成 30 年 7 月豪雨災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているもの。

3 被災地域における労働者等の実情を踏まえた対応

(1) 申請に必要な書類の簡略化等

立替払事業に係る申請に際して添付しなければならない書類を対象事業場が被災したことにより入手できない場合等にあっては、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 26 号）第 9 条第 3 項ただし書及び第 14 条第 2 項ただし書の規定を踏まえ、地方公共団体が発行する罹災証明書等の申請者側において入手可能な各種資料を最大限活用する等により、申請に当たっての労働者等の負担をできるだけ軽減すること。

(2) 迅速な処理

事務処理体制の確保に配慮するとともに、対象労働者からの立替払事業に係る申請等については迅速に処理すること。

なお、立替払事業に係る支給事務を行う独立行政法人労働者健康安全機構においても、被災地域に係るものについては、特に迅速化を図ることとしている。

4 その他

今回の取扱いについては、以下のことに留意すること。

(1) 立替払事業の実施については、

- ア 別途送付するリーフレット等を活用し、被災地域の中小企業事業主や労働者等に対して、十分な周知に努めるとともに、その置かれている状況にかんがみ、適切に対応するよう配慮すること。
 - イ 業務処理を迅速に行うため、特に事業主の協力が重要であることに留意し、事業主の来庁、関係資料の提供等が円滑に行われるよう配慮すること。
- (2) 不正受給の発生の防止に留意すること。

平成 30 年 7 月豪雨による被災地域
の中小企業に勤務されていた労働者の皆様へ

賃金の支払の確保等に関する法律に基づく

「未払賃金の立替払制度」の御案内

この度の平成 30 年 7 月豪雨（以下「豪雨」といいます。）により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い再興をお祈り申し上げます。

今回の豪雨による被害を受けられた皆様の中には、お勤めになっていた企業が豪雨によって直接被害を受けることにより、事業活動の停止を余儀なくされ、賃金支払のための資金確保に支障をきたすなど事実上の倒産状態に至ることにより、賃金の支払を受けられなくなることも懸念されます。

このような被災地域で働いていた皆様のために、下記によりできるだけ早く未払となっている賃金の立替払の手続を進めることができるよう、各労働基準監督署等において相談と申請の受け付けを行っています。該当する方は御相談ください。

I 未払賃金の立替払制度の内容

未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

立替払ですので、立て替えた賃金債権の請求権は、国が取得することになります。

II 今回の豪雨に関連して立替払を受けることができる方

労災保険の適用事業として1年以上にわたり事業活動を行ってきた中小企業（法人、個人は問いません。）に使用されていた労働者で、豪雨の直接的な被害により企業が倒産に至ったことに伴い退職し、「未払賃金」（後記Ⅲ参照）が残っている方々です（ただし、未払賃金額の総額が2万円未満の場合は、立替払の対象とはなりません。）。

III 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日の6か月前の日（例えば退職日が平成30年7月6日でしたら、平成30年1月6日）から立替払請求日（後記Ⅳの3参照）の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているものです。

なお、立替払の額には、年齢ごとに上限額が定められています。

IV 今回の豪雨における立替払の請求手続

今回の豪雨に関連し立替払を受けるには、次の手続を必要としますが、請求手続に使用する申請用紙は、各労働基準監督署等に用意しておりますのでお申し出ください。

1 対象企業の認定

- (1) 倒産した企業の本社を所轄する労働基準監督署長に「認定申請書」を提出して、企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込がなく、かつ、貸金支払能力がないことについて認定（以下「倒産の認定」といいます。）を受けてください。

倒産の認定は、労働者の代表が一度行えばよいこととされておりますので、本社に勤務する労働者が代表として申請されることをお勧めします。

- (2) 認定申請には、申請される方の身分証明書及び印鑑等のほか、会社の貸金台帳、就業規則、出勤簿等の労務関係書類及び財務関係が分かる書類が必要とされておりますので、事業主や労務担当者とともに労働基準監督署に申請に来られるようお願いします。

混雑も予想されますので、事前にお問い合わせされることをお勧めします。

認定申請を行う方は労働者の代表1名ですが、若干名の同僚が同行することは差し支えありません。

認定申請時に持参していただきたい資料

申請手続の簡略化を行っています。資料を用意できないなどお困りの方は、認定申請を行う労働基準監督署に御相談ください。

- ①写真付き身分証明書、印鑑
- ②事業場（会社）の罹災証明書
- ③労働保険概算保険料申告書等労災保険番号が記載されている書面
- ④貸金台帳
- ⑤出勤簿（タイムカード）、労働者名簿
- ⑥就業規則（貸金規程、退職金規程を含む）
- ⑦商業登記簿又は営業許可書（廃業届を含む）
- ⑧直近の決算報告
- ⑨会社の土地、建物の登記簿
- ⑩会社の主な資産状況が分かる書類（預金・有価証券残高証明書、売掛債権・換金可能な動産一覧表）
- ⑪その他の労務、財務関係資料

2 未払貸金の額等についての確認

前記1の倒産の認定を受けた後に、勤めていた事業場（本社を含む。）の所在地を管轄する労働基準監督署長に「確認申請書」を提出して、未払貸金の額等の確認（以下「確認」といいます。）を受けてください。

確認を円滑に行うために、申請される方の写真付き身分証明書及び印鑑等のほか、給与明細書、昇給に係る通知、給与振込み記録のある銀行通帳など、貸金額の分かる書類を御持参ください。特に、退職金についても申請される方は、退職金規程な

どの支給額の算定できる資料を添付してください。

確認申請時に持参していただきたい資料

申請手続の簡略化を行っています。資料を用意できないなどお困りの方は、確認申請を行う労働基準監督署に御相談ください。

- ①写真付き身分証明書、印鑑
- ②振込を希望する申請者本人名義の預金通帳
- ③支給賃金額の分かる書類（賃金台帳、労働契約締結時の賃金に関する書面、給与明細書、昇給に係る通知、給与振込記録のある銀行通帳など）
- ④就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）、労働協約
- ⑤退職・解雇に係る通知
- ⑥出勤簿（タイムカード）／⑦労働者名簿　／⑧雇用保険の離職証明書
- ⑨その他の労務関係資料

なお、認定申請時に提出済の書類は省略できます。

3 立替払の請求書の提出

確認が済みますと「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」等に振込を希望する銀行口座等必要な事項を記入し、

独立行政法人労働者健康安全機構

〔担当：医療企画・賃金援護部 未払賃金立替払相談コーナー（☎044-431-8663）〕

〒211 - 0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

へ郵送により提出してください。

後日、請求された方が指定した金融機関に立替払金額が振り込まれます。

V 今回の豪雨に関連して立替払の対象とならない企業

①労働者が雇用保険失業給付の特例措置を受けている企業

②災害復旧貸付制度等を利用している企業

は、倒産したと認められませんので、立替払はできません（利用予定も同じ。）。

※不正受給について

偽りその他不正の行為により立替払金の支給を受けたときは、立替払金額の2倍の額の給付を命じられるほか、刑事責任を問われることとなります。

被災地域を所管する労働局管内の労働基準監督署の所在地

岐阜労働局

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ○ 岐阜労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 岐阜市五坪 1-9-1
岐阜労働総合庁舎 3階
☎ 058-247-2368 |
| ○ 大垣労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 大垣市藤江町 1-1-1
☎ 0584-78-5184 |
| ○ 高山労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 高山市花岡町 3-6-6
☎ 0577-32-1180 |
| ○ 多治見労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 多治見市音羽町 5-39-1
多治見労働総合庁舎 3階
☎ 0572-22-6381 |
| ○ 関労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 関市西本郷通 3-1-15
☎ 0575-22-3251 |
| ○ 恵那労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 恵那市長島町正家 1-3-12
恵那合同庁舎 2階
☎ 0573-26-2175 |
| ○ 岐阜八幡労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 郡上市八幡町有坂 1209-2
郡上八幡地方合同庁舎 3階
☎ 0575-65-2101 |

京都労働局

- | | |
|----------------------------------|--|
| ○ 京都上労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15) | 所在地 京都市中京区
西ノ京大炊御門町 19-19
☎ 075-462-5112 |
|----------------------------------|--|

○ 京都下労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 京都市下京区四条通
東洞院東入立売西町 60 番地
日本生命四条ビル 5 階

☎ 075-254-3196

○ 京都南労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 京都市伏見区奉行前町 6 番地

☎ 075-601-8322

○ 福知山労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 福知山市内記 1 丁目 10-29
福知山地方合同庁舎 4 階

☎ 0773-22-2181

○ 舞鶴労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 舞鶴市字下福井 901
舞鶴港湾合同庁舎 6 階

☎ 0773-75-0680

○ 丹後労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 京丹後市峰山町杉谷 147-14

☎ 0772-62-1214

○ 園部労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 南丹市園部町新町 118-13

☎ 0771-62-0567

兵庫労働局

○ 神戸東労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 神戸市中央区海岸通 29
神戸地方合同庁舎 3 階

☎ 078-389-5340

○ 神戸西労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 神戸市兵庫区水木通 10-1-5

☎ 078-570-0090

○ 尼崎労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 尼崎市東難波町 4-18-36
尼崎地方合同庁舎

☎ 06-7670-4921

○ 姫路労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 姫路市北条 1-83
☎ 079-256-5788

○ 伊丹労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 伊丹市昆陽 1-1-6
伊丹労働総合庁舎
☎ 072-772-6224

○ 西宮労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 西宮市浜町 7-35
西宮地方合同庁舎
☎ 0798-26-3733

○ 加古川労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 加古川市野口町良野 1737
☎ 079-458-8471

○ 西脇労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 西脇市西脇 885-30
西脇地方合同庁舎
☎ 0795-22-3366

○ 但馬労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 豊岡市大手町 9-15
☎ 0796-22-5145

○ 相生労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 相生市旭 1-3-18
相生地方合同庁舎
☎ 0791-22-1020

○ 淡路労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 洲本市桑間 280-2
☎ 0799-22-2591

鳥取労働局

○ 鳥取労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 鳥取市富安 2-89-4
鳥取第1地方合同庁舎 4階
☎ 0857-24-3211

○ 米子労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 米子市東町 124-16
米子地方合同庁舎
☎ 0859-34-2231

○ 倉吉労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 倉吉市駄経寺町 2-15
倉吉地方合同庁舎

☎ 0858-22-6274

岡山労働局

○ 岡山労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 岡山市北区大供 2-11-20

☎ 086-225-0591

○ 倉敷労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 倉敷市大島 407-1

☎ 086-422-8177

○ 津山労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 津山市山下 9-6
津山労働総合庁舎

☎ 0868-22-7157

○ 笠岡労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 笠岡市笠岡 5891
笠岡労働総合庁舎

☎ 0865-62-4196

○ 和気労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 和気郡和気町福富 313

☎ 0869-93-1358

○ 新見労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 新見市新見 811-1

☎ 0867-72-1136

広島労働局

○ 広島中央労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎第2号館1階

☎ 082-221-2460

○ 呉労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 呉市中央 3-9-15

☎ 0823-22-0005

○ 福山労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 福山市旭町 1-7

☎ 084-923-0005

○ 三原労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 三原市宮沖 2-13-20
☎ 0848-63-3939

○ 尾道労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 尾道市古浜町 27-13
尾道地方合同庁舎
☎ 0848-22-4158

○ 三次労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 三次市十日市東 1-9-9
☎ 0824-62-2104

○ 広島北労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 広島市安佐北区可部南 3-3-28
☎ 082-812-2115

○ 廿日市労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 廿日市市新宮 1-15-40
廿日市地方合同庁舎
☎ 0829-32-1155

愛媛労働局

○ 松山労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 松山市六軒家町 3-27
松山労働総合庁舎 4階
☎ 089-917-5250

○ 新居浜労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 新居浜市一宮町 1-5-3
☎ 0897-37-0151

○ 今治労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 今治市旭町 1-3-1
☎ 0898-32-4560

○ 八幡浜労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 八幡浜市江戸岡 1-1-10
☎ 0894-22-1750

○ 宇和島労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 宇和島市天神町 4-40
宇和島地方合同庁舎 3階
☎ 0895-22-4655

高知労働局

○ 高知労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 高知市南金田 1-39
☎ 088-885-6031

○ 須崎労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 須崎市緑町 7-11
☎ 0889-42-1866

○ 四万十労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 四万十市右山五月町 3-12
中村地方合同庁舎
☎ 0880-35-3148

○ 安芸労働基準監督署
(月～金 8:30～17:15)

所在地 安芸市矢の丸 2-1-6
安芸地方合同庁舎
☎ 0887-35-2128

独立行政法人労働者健康安全機構の所在地

○独立行政法人労働者健康安全機構

未払賃金立替払相談コーナー
(月～金 9:15～17:00)

所在地 神奈川県川崎市中原区木月
住吉町 1 番 1 号

☎ 044-431-8663